

○国土交通省告示第二百五十三号

自動車輸送統計調査規則（昭和三十五年運輸省令第十五号）第六条の規定に基づき、自動車輸送統計調査票の様式の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年三月六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

自動車輸送統計調査票の様式の一部を改正する告示

自動車輸送統計調査票の様式（平成十年運輸省告示第四百八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	改正前
<p>一 貨物自動車のうち事業用自動車に係る調査については、<u>第一号様式</u></p> <p>二 (略)</p> <p>三 一般乗合旅客自動車運送事業等を経営する者に係る調査については、<u>第三号様式</u></p> <p>四 旅客自動車（次号に規定するものを除く。）に係る調査については、<u>第三号様式の二又は第三号様式の三</u></p> <p>五 (略)</p>	<p>一 貨物自動車のうち事業用自動車に係る調査については、<u>第一号様式</u>の二又は<u>第一号様式の二</u></p> <p>二 (略)</p> <p>三 (新設)</p> <p>四 旅客自動車（次号に規定するものを除く。）に係る調査については、<u>第三号様式又は第三号様式の二、第三号様式の三若しくは第三号様式の四</u></p> <p>五 (略)</p>







第三号様式の二及び第三号様式の三を次のように改め、第三号様式の四を削る。

調査開始日の午前0時に輸送の途中であれば、その輸送については記入しないでください。  
調査終了日の午後12時(夜中に輸送の途中であれば、その輸送については記入してください)。  
調査期間中自乗車を提出しなかった場合は、(A)及び(B)を記入してください。

1. 自動車について

(1) 調査期間中の走行距離

自動車1台の調査期間中の走行距離を記入してください。

調査開始時のメーターの数字(A)……………  km

調査終了時のメーターの数字(B)……………  km

調査期間中の走行距離(C) = (B) - (A)……………  km

トリップメーカー等で、調査期間中の走行距離が正確に把握できる場合は、(C)欄にその数値を記入してください。この場合、(A) (B)欄は空白で結構です。

(2) 乗車人員

調査期間中の乗車人員、乗客を乗せて走行した乗客の人数……………  人

2. 輸送状況について

自動車の輸送状況について、乗客を輸送した区間に次のデータの記録を記入してください。  
輸送状況は、乗客を乗せて走行した乗客の人数を記入してください。

一人平均乗車キロの算出方法				
*A欄を出発点とし、各區区別して通過して終着地に至る運行系統に於ける一人平均乗車キロの算出				
区間	乗車人員	乗客人員	区間乗車キロ	区間
A 区	30人	32人	2.0 × 30 = 60.0	区間
B 区	15人	17人	2.0 × 15 = 30.0	区間
C 区	5人	7人	2.0 × 5 = 10.0	区間
D 区	30人	32人	2.0 × 30 = 60.0	区間
計	80人	88人	150.0	区間

A, B, C の区別は、各区間別の(区間)号と、その区間の乗客数を併せて記入する。  
\*一人平均乗車キロの算出：一人平均の乗車人員(乗客人員)の積で割って、一人平均乗車キロを算出する。  
150.0 ÷ 88人 = 1.71 km

第3号様式の(第6表) 自動車輸送統計調査票

自動車輸送統計調査票  
- 旅客営業用 -  
(一般乗合・高速乗合) 国土交通省

この統計調査について

- この調査票は、統計的に整理され、直接利用可能な資料などに使用されることはありません。
- 別紙の(調査票)の記入のし方を参照して、( )の部分に記入してください。
- この調査票についてわからないことがあれば、問合せ先(0666-000-000)に問い合わせてください。

調査期間は 月 日( )から 月 日( )までの 日間です。  
提出期限は 月 日( )です。

調査する自動車

車種

報告者	住所	<input type="text"/>
	氏名 又は 名称	<input type="text"/>
	電話番号	<input type="text"/>

月 日 運行系統

この運行系統の距離  km

一日の乗客運人員  人

一日の運行回数  
(片道又は1循環を1回とする)  回

一人平均乗車キロ  km

月 日 運行系統

この運行系統の距離  km

一日の乗客運人員  人

一日の運行回数  
(片道又は1循環を1回とする)  回

一人平均乗車キロ  km

月 日 運行系統

この運行系統の距離  km

一日の乗客運人員  人

一日の運行回数  
(片道又は1循環を1回とする)  回

一人平均乗車キロ  km

月 日 運行系統

この運行系統の距離  km

一日の乗客運人員  人

一日の運行回数  
(片道又は1循環を1回とする)  回

一人平均乗車キロ  km





附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による調査票は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

